

高齢者いきいき甲府プラン及び甲府市成年後見制度利用促進基本計画  
策定支援業務に係る優先交渉権者選考方法

1 基本事項

優先交渉権者の選考については、受託者選考審査委員会による書類審査を行い、「4 評価点の算出方法」に定める採点方法により算出された評価点が最も高い者を第1優先交渉権者、次点を第2交渉権者として決定する。

なお、次の条件を満たすことを選考の前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・提案価格内の業務提案内容となっていること。
- ・指定した仕様を満たしていること。

2 評価点が同点の場合の決定方法

評価点が同点の者が2者以上であった場合は、提案価格の総額が低い者を上位の優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

3 評価点

選考審査委員一人当たりの配点は、「優先交渉権者選考審査基準」のとおりとする。

4 評価点の算出方法

「優先交渉権者選考審査基準」に記載の評価項目ごとに選考審査委員が採点を行い、選考審査委員全員の合計点を評価点とする。

採点の判断基準については、次のとおりである。

評価	評価基準
5	創意・工夫があり、特に優れた内容である。
4	創意・工夫がある。
3	平均的な内容である。
2	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な内容である。